

豊橋市教育委員会定例会会議録

平成29年4月27日 開催

署名者

豊橋市教育委員会

山西正泰 教育長

高橋豊彦 委員

朝倉由美子 委員

豊橋市教育委員会



平成 29 年 4 月 27 日（木）午後 4 時 00 分、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室において開催し委員参集す。

#### 出席委員

山 西 正 泰 教育長、高 橋 豊 彦 委 員、朝 倉 由美子 委 員、  
芳 賀 亜希子 委 員、渡 辺 嘉 郎 委 員

#### 説明のため出席した職員

豊橋市教育委員会事務局

加 藤 喜 康 教 育 部 長

駒 木 正 清 教 育 監

山 本 誠 二 教 育 政 策 課 長

木 下 智 弘 学 校 教 育 課 長

小 田 恵 司 保 健 給 食 課 長

村 田 直 広 生 涯 学 習 課 長

伊 藤 孝 良 図 書 館 長

三 世 善 徳 美 術 博 物 館 副 館 長

加 藤 晴 康 科 学 教 育 セ ン タ ー 事 務 長

河 合 幸 子 市 民 協 働 推 進 課 長

鈴 木 教 仁 こ ども 未 来 政 策 課 長

山 田 浩 一 こ ども 家 庭 課 主 幹

## 議 事 日 程

### 3月定例会会議録の承認

#### 1 議案

議案第 18 号 委員の解嘱について

議案第 19 号 委員の委嘱について

議案第 20 号 豊橋市指定有形文化財の指定について

議案第 21 号 晋州教育支援庁との児童教育交流事業について

#### 2 協議事項

(1) 総合教育会議の協議事項について（非公開）

(2) くすのき特別支援学校高等部 産業科への移行について（非公開）

(3) 学期制の評価・検証及び今後の進め方について（非公開）

#### 3 報告事項

(1) 平成 29 年度実践研究事業について（非公開）

(2) 平成 28 年度前芝学校小中一貫教育の取り組みについて

(3) 小学校卒業式における“袴”着用の自粛について

(4) 豊橋市家庭教育支援条例の公布について

(5) 次期男女共同参画行動計画の策定について

#### 4 定例会の日程等について

(教育長)

それでは、ただ今から豊橋市教育委員会 4 月定例会を開催します。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第 23 条により、私から指名させていただきます。

今回は、高橋委員と朝倉委員にお願いしたいと思います。ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、議事日程に沿って進めてまいりたいと思います。

「3 月定例会会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(教育長)

特にご意見、質問がありませんので、この内容により公開して参ります。

それでは、「日程第 1 議案」に移りたいと思います。議案第 18 号「委員の解嘱について」と、議案第 19 号「委員の委嘱について」は、関連していると思われるので、一括して事務局から説明してください。

■教育政策課長 議案第 18 号、第 19 号について一括説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはありませんか。

(高橋委員)

豊橋市いじめ問題調査委員会委員について、5 つの分野から委員が選出されていますが、必ずしも豊橋市内の方ではないのは何か理由があるのでしょうか。

(事務局回答) ・教育部長

それぞれの団体へ推薦を依頼した際に、豊橋市内の方という限定はしておりませんが、結果として、豊橋市外の方も委員になっているということです。

(渡辺委員)

委員の人数については規定がありますか。

(事務局回答) ・教育部長

豊橋市いじめ問題調査委員会及び豊橋市いじめ問題再調査委員会条例で委員の人数及び選出分野を定めています。

(高橋委員)

委員の任期は何年ですか。

(事務局回答) ・教育政策課長

2年です。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

特にないようですので、「議案第 18 号」及び「議案第 19 号」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議もありませんので、「議案第 18 号」及び「議案第 19 号」は、原案のとおり決定をいたしました。

(教育長)

次に移りたいと思います。議案第 20 号「豊橋市指定有形文化財の指定について」を事務局から説明してください。

■美術博物館副館長 議案第 20 号について説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはありませんか。

(教育長)

私からよろしいでしょうか。指定有形文化財に指定するかどうかは、誰が決めているのですか。

(事務局回答) ・美術博物館副館長

文化財保護審議会で調査をし、市の指定有形文化財としてふさわしいかを審議します。

(高橋委員)

文化財の所有者から、指定有形文化財に指定して欲しいという要望があつて、文化財保護審議会に諮っていくという流れなのでしょうか。

(事務局回答) ・美術博物館副館長

そういった場合もありますし、調査の結果、指定有形文化財に指定するのにふさわしいということが分かつて、所有者へお願いをする場合もあります。

(高橋委員)

指定有形文化財に指定されると、何がどのように変わってくるのでしょうか。

(事務局回答) ・美術博物館副館長

指定有形文化財に指定するという事は、市がその文化財に価値があり、後世に残すという意思表示をすることになります。したがって、今後市がその文化財を保護していくということになります。具体的に言いますと、補修等の必要が出てきた場合には、全額ではありませんが、市が費用を負担していくことになります。

(渡辺委員)

文化財の保存方法については、市から専門的な助言をするのでしょうか。

(事務局回答) ・美術博物館副館長

寺社などで専門知識をお持ちの場合については、特にそういったことはしていませんが、知識をお持ちでない場合は、助言等を行うこともあります。

(教育長)

指定有形文化財に指定されれば、市として文化財を保護していく義務が発生するという事でよろしいでしょうか。

(事務局回答) ・美術博物館副館長

その通りです。

(朝倉委員)

修繕の状況が良好であったために、指定有形文化財にふさわしいとされている事案が

挙げられていますが、修繕については、古来からの方法で行われていたのでしょうか。

(事務局回答)・美術博物館副館長

新しい方法で修繕されると、指定有形文化財の対象外になってしまうのですが、今回の案件は、古来からの方法により、しっかりと修繕されていたので、文化財の価値が損なわれていないということで、指定の対象となっております。

(高橋委員)

指定に至った経緯などは残るのでしょうか。

(事務局回答)・美術博物館副館長

文化財保護審議会の会議録等で記録は残ります。1回のみでの審議会ではなく、通常は1年以上審議して決定をしています。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

特にないようですので、「議案第20号」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議もありませんので、「議案第20号」は、原案のとおり決定をいたしました。

(教育長)

次に移りたいと思います。議案第21号「晋州教育支援庁との児童教育交流事業について」を事務局から説明してください。

#### ■教育政策課長 議案第21号について説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはありますか。

(高橋委員)

事業を「中止」ではなく、今年度について「休止」という認識でよろしいですか。



(事務局回答) ・教育政策課長

現時点では、あくまでも「休止」ということです。

(渡辺委員)

少女像がなくなることはないと思いますが、北朝鮮の情勢が解消した場合はどうするのでしょうか。

(教育長)

晋州教育支援庁に少女像がある限りは交流を再開するべきではないと思います。

(高橋委員)

様々な状況を考慮すると、今年度の事業を休止することはやむを得ないですが、事業を休止することを、子ども達や保護者にどのように伝えるか、ということが非常に重要だと思います。世論でも色々な考え方がある中で、現代では、実態を知った上で判断するということが子ども達にとって重要な能力となっています。そのことも含めてどのように伝えていくかということが、我々に突き付けられた課題であるように思います。

(教育長)

北朝鮮の情勢が不安定であり、危険であることを伝えれば、保護者は納得すると思います。

(渡辺委員)

今年度については、不安定な状況の中で子ども達を韓国へ送るべきではない、ということの良いと思いますが、来年度以降はどうするか、ということが課題です。

(高橋委員)

韓国は日本に対して批判的だから良くない、ということ、大人が助長すると、地域にいる韓国籍の子どもに対してのいじめ等を、ある意味肯定してしまうことに繋がりがかねないのではないのでしょうか。我々はそういったことに対する配慮を考えていけないと思います。

(渡辺委員)

学校では話題に出ることはないと思いますが、ニュースでは慰安婦像のことが取り上げられていますので、子ども達は知っていると思います。我々教育委員会は、そのことについて、子ども達にどのように説明をすれば良いのだろうか、ということは大きな問題だと思います。

(高橋委員)

渡辺委員がおっしゃったことも含めて、少し時間をかけて考えていく話かもしれませんね。少女像が撤去されることは、慰安婦問題を戦略的に政治に用いている韓国という国の性質上、ないと思いますので、教育交流事業の休止は事実上中止であるといった場合に、子ども達にどう説明するのが非常に難しく感じています。

(渡辺委員)

子ども達には、少女像があるから韓国には行きません、とは言えないですよ。

(高橋委員)

子ども達が、身近にいる韓国の方に対して、どのような感情を持つべきなのか、という話とセットになってくる話だと思います。

(事務局発言) ・教育政策課長

国の公式見解は、2016年12月の外務省会談において、慰安婦問題は不可逆的な解決をした、という見解だったのですが、このようなことになってしまっています。

(高橋委員)

韓国国内で像が建立されている原因として、日韓での合意や、朴元大統領に対する不満があることは否定できない部分があります。次期大統領次第では、少女像は今後増えていく可能性もあります。

(渡辺委員)

今年度韓国へ派遣される子どもは既に決定しているのでしょうか。

(事務局回答) ・教育政策課長

教育委員会として正式な決定は出していませんが、学校からの推薦も終わって内定している状態です。

(高橋委員)

個人的には休止で異論はありません。ただ、子ども達や保護者への伝え方がやはり難しいですね。

(教育長)

今年度に関しては、やはり朝鮮半島の情勢が不安定であることを伝えるということで良いと思います。

(高橋委員)

保護者も子ども達も納得するでしょうね。

(渡辺委員)

今年に関しては、安全が担保できない、という理由で良いと思います。

(高橋委員)

全国でも、日韓の教育交流に関して、色々な事案が出てくると思います。そういったことも参考にしながら、慎重に進めていきましょう。

(教育長)

それでは、今年度については休止ということで、今後については、この定例会の中で継続審議をしていくということによろしいでしょうか。

(高橋委員)

中止ということではなく、休止にしましょう、ということによろしいでしょうか。

(教育長)

そうですね。

(渡辺委員)

今年は子ども達の交流は難しいでしょうけど、教育委員会同士は継続して協議していくことは必要かもしれません。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

特にないようですので、「議案第 21 号」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議もありませんので、「議案第 21 号」は、原案のとおり決定をいたしました。

(教育長)

それでは次に、「日程第 2 協議事項」に移ります。

協議事項(1)「総合教育会議の協議事項について」、協議事項(2)「くすのき特別

支援学校高等部 産業科への移行について」及び、協議事項（３）「学期制の評価・検証及び今後の進め方について」ですが、これらの案件は、豊橋市において今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第６条第１項第６号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

（教育長）

ご異議もありませんので、非公開で行います。

それでは、協議事項（１）「総合教育会議の協議事項について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

（教育長）

次に、協議事項（２）「くすのき特別支援学校高等部 産業科への移行について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

（教育長）

次に、協議事項（３）「学期制の評価・検証及び今後の進め方について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

（教育長）

続いて、「日程第３ 報告事項」に移ります。

報告事項（１）「平成 29 年度実践研究事業について」ですが、この案件は、豊橋市において今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第６条第１項第６号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

(教育長)

ご異議ありませんので、非公開で行います。

それでは、報告事項（１）「平成 29 年度実践研究事業について」を事務局から説明してください。

#### 【非公開部分】

(教育長)

次に、報告事項（２）「平成 28 年度前芝小学校小中一貫教育の取り組みについて」を事務局から説明してください。

#### ■教育政策課長 報告事項（２）について説明

(教育長)

ただいまの報告について何かご意見、ご質問などはありませんか。

(渡辺委員)

身につけるべき学習内容が体系的にまとめられている「前芝学校学びの羅針盤」は、子ども達も持っているのですか。

(事務局回答)・教育政策課長

そうです。全家庭に配布されていますので、子ども達も見ることができます。

(渡辺委員)

とても良いと思います。他の学校でも同じような物があればいいと思います。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。なければ、報告事項（３）「小学校卒業式における“袴”着用の自粛について」を事務局から説明してください。

#### ■学校教育課長 報告事項（３）について説明

(教育長)

ただいまの報告について何かご意見、ご質問などはありませんか。

(高橋委員)

子ども達には袴の着用を自粛することを願うということですが、教員についてはどのような形になるのでしょうか。

(教育長)

教員については、今回の通知では特に触れてはいませんが、子ども達を最高の形で送り出してあげるという教員の姿勢を表すということになると思います。教員の服装については、賛否両論ありますが、やはり最高のもてなしの気持ちで送り出すべきかとは思っています。

(高橋委員)

校長や、6年生の担任などは、卒業式において、おもてなしの気持ちを最も示すべき者ですので、その他の教職員が平服の中でも、違う取り扱いとなっても良いかとは思っています。子どもへの袴の自粛は、そういった配慮とセットでやっていかなくてはならないと思います。

(渡辺委員)

今回の通知の文面は、教育委員会として、金銭的なことは理由にせず、安全面のみを理由にしているところがとても良いと思います。

(高橋委員)

ビジネスモデルとして、七五三の際に、卒業式の袴までセットで予約させるというやり方があり、既に卒業式の袴のお金を払ってしまった、という家庭もあると思います。

(教育長)

発出した文書に強制力はなく、教育委員会からのお願いのお手紙、という形で、あとは保護者の方に判断をしていただく、ということです。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。なければ、報告事項(4)「豊橋市家庭教育支援条例の公布について」を事務局から説明してください。

■生涯学習課長 報告事項(4)について説明

(教育長)

ただいまの報告について何かご意見、ご質問などはありませんか。

(渡辺委員)

他の県や市の状況はどうなっていますか。

(事務局回答) ・生涯学習課長

8 県と 3 市が家庭教育支援条例を制定しています。

(渡辺委員)

愛知県内の他市ではどこか制定していますか。

(事務局回答) ・生涯学習課長

愛知県内では、豊橋市が初めてです。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。なければ、報告事項(5)「次期男女共同参画行動計画の策定について」を事務局から説明してください。

■市民協働推進課長 報告事項(5)について説明

(教育長)

ただいまの報告について何かご意見、ご質問などはありませんか。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。なければ、次に「日程第4 定例会の日程等について」を事務局から説明してください。

■教育政策課長 日程について説明

(教育長)

他に何かありませんか。ないようでしたら、以上をもちまして本日の予定を終了いたします。ありがとうございました。

午後 5 時 55 分 閉会

豊橋市教育委員会教育長

委 員

委 員